

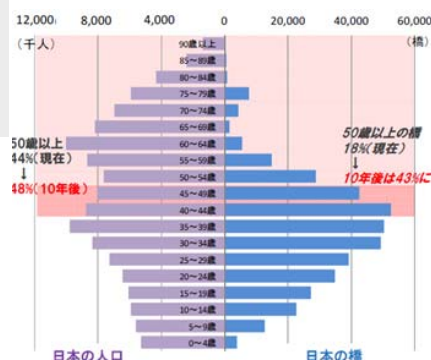
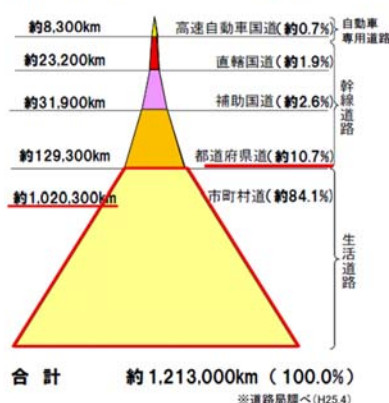
橋梁長寿命化計画策定

ストック
マネジメント
事業

橋梁長寿命化計画の背景

- 高度経済成長期に急速に整備されたインフラストックは、加速的な高齢化に直面しています。このため、安全・安心を確保し、かつ中長期的な維持管理等に係るトータルコストの削減が喫緊の課題となっています。
- 全橋梁約 70 万橋(橋長 2m 以上)のうち約 50 万橋が市町村道であり、生活道路として全道路延長の約 84%を占めています。人と同じように橋も高齢化し、10 年後には 50 歳以上の橋梁が全体の 4 割以上に達することになります(右図参照)。
- 中央道笹子トンネル事故(H24. 12)に端を発し、社会インフラが的確に維持されるよう、H25 年を「**社会資本メンテナンス元年**」として H26 年度以降本格的な PDCA サイクルへの移行を図るため、3 か年にわたる当面講ずべき措置がとりまとめられました。
- 「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」(社会資本整備審議会 H26. 4)では、総力をあげて本格的な **メンテナンスサイクル** を始動させるべく、目指すべき方向性として「メンテナンスサイクル確定」、「メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築」が掲げられ、それらの具体的な取組みに言及されています。目指すべき方向性と具体的な取組みの概要を抜粋して以下に掲載します。

【日本の道路種別と延長割合】



人と橋の年齢分布

メンテナンスサイクルを回す国の取組

■社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置(H25.3)

- ・メンテナンスサイクルの充実に向けた計画方針

■道路改正法(H25.6)

- ・点検基準の法定化や国による修繕

■インフラ長寿命化基本計画(H25.11)

- ・インフラストックの長寿命化に係る総合計画

■道路の老朽化対策の本格実施に関する提言(H26.4)

- ・道路インフラの老朽化対策についての実施方針

目指すべき方向性と具体的な取組み

(1)メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

[点検]	○橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施	
	○舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施	
[診断]	○統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施	
	『道路インフラ健全度』(省令・告示：H26.3.31公布、同年7.1施行予定)	
[措置]	区分	状態
	I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
	II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
	III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
[記録]	○点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め	
	○利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去	
[記録]	○適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示	
	○重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置	
[記録]	○点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化)	

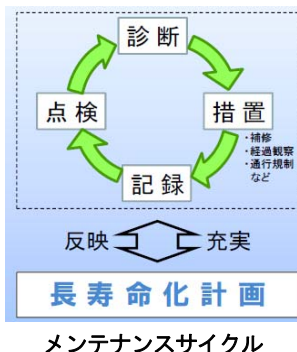
(2)メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

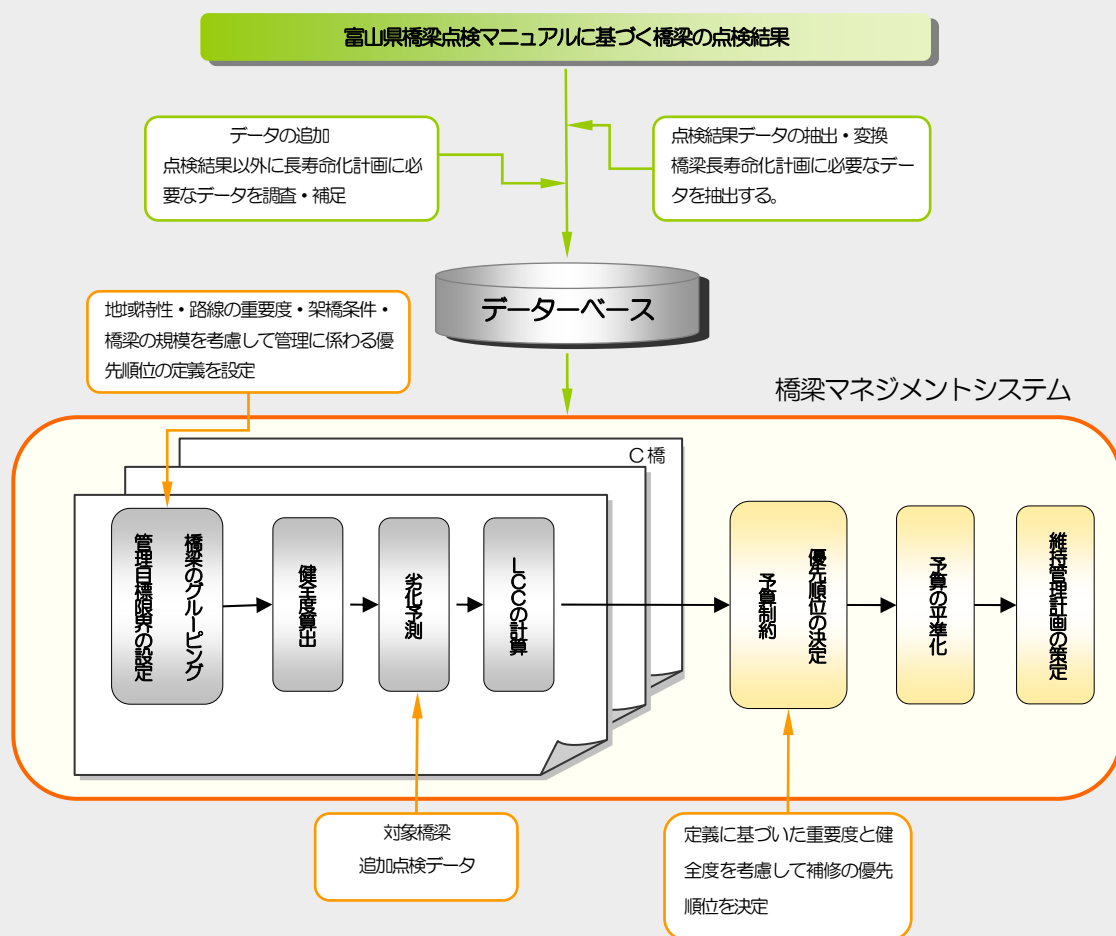
[予算]	(高速) ○高速道路更新事業の財源確保(通常国会に法改正案提出)	
	(直轄) ○点検、修繕予算は最優先で確保	
[体制]	(地方) ○複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度	
	○都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置	
[技術]	○メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施	
	○社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施	
[国民の理解・協働]	○重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行(跨道橋等)	
	○地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実	
[国民の理解・協働]	○点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定	
	○点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度	
[国民の理解・協働]	○産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進	
	○老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進	

メンテナンスサイクルと長寿命化計画

- インフラ利用者の安全安心等を確保するため、点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒（次の点検）の業務サイクルを通して、長寿命化計画等の内容を充実し、予防的な保全を進める**メンテナンスサイクル**の構築を図ることが求められています。
- 平成 19 年度から平成 25 年度までに、各自治体で道路橋の長寿命化修繕計画が策定されました。以来5年以上が経過し次の点検時期にさしかかるとともに、5年に1回の近接目視による全数監視が義務付けられました。
- 新たな点検結果に基づき、**長寿命化計画**の見直しが必要となる場合があります。



橋梁長寿命化修繕計画策定の流れ



当社の実績

【富山県内】 長寿命化修繕計画策定 市町村 9 団体にて 16 業務

お問い合わせは

- 本 社：〒930-0142 富山市吉作 910 番地の 1 <http://www.shinnihon-cst.co.jp>
TEL：076-436-2111 FAX：076-436-2260 E-Mail：info@shinnihon-cst.co.jp
- 北陸エリア 新桜町オフィス、金沢支店、小矢部事務所
営業所：新川・中新川・立山・高岡・射水・砺波・南砺・氷見・津幡・能登・志賀・輪島・七尾・中能登・福井・新潟
- 関西エリア 大阪支店 営業所：関西・和歌山
- (担当) 社会基盤門 勝俣、古野、鈴木